安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、安城市が発注する工事等の適正な履行の確保と契約後の施工体制の確立を図るため、有資格業者の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）停止の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）有資格業者　安城市契約規則（昭和４１年安城市規則第１０号）第５条第３項の規定に基づく名簿に登録された者をいう。

（２）工事等　一般競争入札及び指名競争入札の対象である建設工事又は製造の請負、設計、監理、調査、測量等をいう。

（３）工事事故等　有資格業者が工事等において起こした公衆災害、施工不良、不正行為等の事故若しくは事件又は有資格業者に不正があることをいう。

（入札参加資格停止の範囲及び期間）

第３条　市長は、工事事故等が別表（別表第１から別表第４までをいう。以下同じ。）左欄に掲げる入札参加資格停止要件（以下「入札参加資格停止要件」という。）に該当すると認めるときは、安城市入札審査委員会（ 以下「委員会」という。）に審査をさせ、その結果を勘案し、同欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める期間の範囲内において定める期間（以下「入札参加資格停止期間」という。）において、一般競争入札及び指名競争入札の参加を認めない措置（以下「入札参加資格停止」という。）を講ずるものとする。この場合において、入札参加資格停止期間（次条又は第５条の規定により定めるものを含む。）は、２年を超えることができない。

２　市長は、工事事故等が入札参加資格停止要件に該当すると認めるときは、その事実が生じたときから入札参加資格停止を決定する日までの期間であっても、当該有資格業者を入札に参加させないことができる。この場合において、当該有資格業者から入札参加の辞退の届出があった場合を除き、当該有資格業者に入札に参加でさせない旨を通知するものとする。

（入札参加資格停止期間の範囲の特例）

第４条　有資格業者が一の工事事故等につき入札参加資格停止要件の２以上に該当したときは、当該入札参加資格停止要件に係る別表右欄に定める期間の短期（期間の範囲の下限の期間をいう。以下同じ。）の最も長いものをもって当該工事事故等に係る入札参加資格停止期間の短期と、同欄に定める期間の長期（期間の範囲の上限の期間をいう。以下同じ。）のうち最も長いものをもってその入札参加資格停止期間の長期とする。

２　有資格業者が次の各号のいずれかに該当した場合における入札参加資格停止期間の短期は、別表右欄に定める期間の短期に２（当初の入札参加資格停止期間が１月に満たないときは１．５）を乗じて得た期間とする。

（１）入札参加資格停止期間又は当該期間の満了後１年を経過するまでの間に、再び入札参加資格停止要件に該当することとなったとき。

（２）別表第２又は別表第３の１の項若しくは２の項に掲げる入札参加資格停止要件に該当して入札参加資格停止を受けた場合で、当該入札参加資格停止に係る入札参加資格停止期間の満了後３年を経過するまでの間に、再び別表第２又は別表第３の１の項若しくは２の項に掲げる入札参加資格停止要件に該当したとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　有資格業者が起こした工事事故等について情状酌量すべき特別の事由がある場合においては、当該工事事故等に係る入札参加資格停止期間の短期を別表右欄に定める期間の短期に２分の１以上１未満の割合を乗じて得た期間とし、又は入札参加資格停止をしないことができる。

４　入札参加資格停止に係る工事事故等が極めて悪質であり、又は重大な結果を生じさせた場合は、当該入札参加資格停止に係る入札参加資格停止期間の長期を別表右欄に定める期間に１以上２以下の割合を乗じて得た期間とすることができる。

５　有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表右欄に定める期間の短期に、１月を加算した期間を当該入札参加停止期間の短期とする。ただし、次条第１項の規定により定められる場合は、この限りでない。

（１）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項の規定による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときで、当該入札談合等関与行為に関し、有資格業者に悪質な理由があるとき。

（２）市又は他公共機関の職員が、公契約関係競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、有資格業者に悪質な理由があるとき。

６　前項の規定を適用する場合において、第２項又は第３項の規定を適用するときは、前項の規定を適用した上で第２項又は第３項の規定を適用するものとする。

　（入札参加資格停止期間の特例）

第５条　誓約書（市の求めにより談合をしていない旨の誓約をしたものをいう。）を提出したにもかかわらず談合をしたことが明らかになった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を前２条の規定により定められる入札参加資格停止期間に乗じて得た期間を入札参加資格停止期間とすることができる。

（１）有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員が談合に関わった場合　２

（２）有資格業者の役員、その支店若しくは営業所を代表する者又はその使用人が談合に関わった場合（前号に掲げる場合を除く。）　１．５

２　別表第３の１の項に定める入札参加資格停止要件に該当する有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条の４の規定による課徴金の減免がされた場合における入札参加資格停止期間は、前２条の規定により定められる入札参加資格停止期間に２分の１を乗じて得た期間をとする。

３　別表第４の２の項に掲げる入札参加資格停止要件に該当する有資格業者が当該入札参加資格停止要件に係る入札参加資格停止期間が満了する日においても当該入札参加資格停止要件に該当している場合は、再度、入札参加資格停止を行うものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止）

第６条　入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止を受ける有資格業者に下請負人があるときは、当該下請負人について、当該有資格業者の入札参加資格停止期間の範囲内で入札参加資格停止を行う。

２　共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該工事事故等について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の入札参加資格停止期間の範囲内で入札参加資格停止を行う。

３　有資格業者について入札参加資格停止を行うときは、当該有資格業者を構成員とする共同企業体についても、当該有資格業者の入札参加資格停止期間の範囲内で入札参加資格停止を行う。

（関係課長等の報告）

第７条　関係課長等は、発生した工事事故等が入札参加資格停止要件に該当すると認めたときは、速やかに様式第１により市長に報告するものとする。

（入札参加資格停止期間の変更）

第８条　市長は、入札参加資格停止期間にある有資格業者について、入札参加資格停止期間の決定後に当該入札参加資格停止に係る情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な行為があることが明らかになったときは、第４条及び別表の規定により定める入札参加資格停止期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

（入札参加資格停止の解除）

第９条　市長は、入札参加資格停止期間にある有資格業者が当該入札参加資格停止に係る工事事故等について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者の入札参加資格停止を解除するものとする。

（入札参加資格停止等の通知）

第１０条　市長は、入札参加資格停止の決定、第８条の規定による入札参加資格停止期間の変更又は前条の規定による入札参加資格停止の解除を行ったときは、その対象となった有資格業者に様式第２、様式第３又は様式第４により通知をし、及び入札参加資格審査票に記録するものとする。ただし、当該通知をする必要がないと認めるときは、当該通知を省略することができる。

（入札参加資格停止の公表）

第１１条　市長は、入札参加資格停止又は第８条の規定による入札参加資格停止期間の変更を行ったときは、有資格業者の名称並びに入札参加資格停止の期間及びその理由を公表する。

２　前項の規定による公表の方法は、インターネットを利用して掲載することによるものとし、その期間は、入札参加資格停止の期間の満了する日又は入札参加資格停止の解除を行う日までとする。

（随意契約の相手方の制限）

第１２条　市長は、有資格業者が入札参加資格停止期間にある場合は、当該有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特別の理由があると、委員会の審査を経て市長が認めたときは、この限りでない。

　（下請等の禁止）

第１３条　市長は、有資格業者が入札参加資格停止期間にある場合は、当該有資格業者が工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

　（入札参加資格停止に至らない事由に関する措置）

第１４条　市長は、工事事故等が発生し、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、文書により注意を促すものとする。

（準用）

第１５条　第３条から前条までの規定は、物品等の売買、物件の借入れ、委託業務及び役務の提供に係る入札参加資格の停止について準用する。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

２　安城市建設工事請負契約に係る指名停止要綱（昭和５６年４月１日）は、廃止する。

３　この要綱は、この要綱の施行日以後に生じた工事事故等について適用し、同日前に生じた工事事故等については、なお従前の例による。

　　　附　則

１　この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

２　この要綱は、この要綱の施行日以後に生じた工事事故等について適用し、同日前に生じた工事事故等については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１２月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月２２日から施行する。

　　附　則

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条の規定にする禁錮（以下「禁錮」という。）以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴され、又は禁錮以上の刑を宣告された者は、改正前の別表第３の５の項の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴され、又は拘禁刑以上の刑を宣告されたものとみなす。

別表第１（第３条―第６条関係）

愛知県内において生じた工事事故等による入札参加資格停止基準

|  |  |
| --- | --- |
| 入札参加資格停止要件 | 入札参加資格停止期間の範囲 |
| 市の発注分 | その他 |
| （虚偽記載）１ 市の発注する工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | １月以上６月以内 | ― |
| （粗雑工事）２ 県内における工事等の施工に当たり、工事等を粗雑に施工したと認められるとき。 | １月以上６月以内 | １月以上３月以内 |
| （契約違反）３ 市の発注に係る工事等の施工に当たり、前項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ２週間以上４月以内 | ― |
| （公衆損害事故）４ 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 | １月以上６月以内 | １月以上３月以内 |
| （工事等関係者事故）５ 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | ２週間以上４月以内 | ２週間以上２月以内 |

 備考　市には、安城市土地開発公社及び安城土地改良区を含むものとする（別

 表第２及び別表第３において同じ。）。

別表第２（第３条―第６条関係）

贈賄による入札参加資格停止基準

|  |  |
| --- | --- |
| 入札参加資格停止要件 | 入札参加資格停止期間の範囲 |
| 市の職員に対する場合 | 県内の公共機関の職員に対する場合 | その他 |
| １ 代表役員等が、業務に関し、贈賄の容疑で逮捕され、又は公訴を提起されたとき。 | ４月以上１２月以内 | ３月以上９月以内 | ３月以上９月以内　　　　 |
| ２ 有資格業者の役員（代表役員等を除く。）又はその支店若しくは営業所を代表する者が、業務に関し、贈賄の容疑で逮捕され、又は公訴を提起されたとき。 | ３月以上９月以内 | ２月以上６月以内 | １月以上３月以内 |
| ３　有資格業者の使用人が、業務に関し、贈賄の容疑で逮捕され、又は公訴を提起されたとき。 | ２月以上６月以内 | １月以上３月以内 | ― |

　備考　代表役員等とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員及び代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員をいう（別表第３において同じ。）。

別表第３（第３条－第６条関係）

不正行為等による入札参加資格停止基準

|  |  |
| --- | --- |
| 入札参加資格停止要件 | 入札参加資格停止期間の範囲 |
| 市の発注分 | 県内発注分 | その他 |
| （独占禁止法違反行為）１ 業務に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ３月以上１２月以内　　　　　　 | ２月以上９月以内 | １月以上９月以内 |
| （公契約関係競売入札妨害又は談合）２ 次に掲げる者が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア　代表役員等　イ　有資格業者の役員（代表役員等を除く。）、その支店若しくは営業所を代表する者又はその使用人 | ４月以上１２月以内３月以上１２月以内 | ３月以上１２月以内２月以上１２月以内 | ３月以上１２月以内１月以上１２月以内 |
| （建設業法違反行為）３　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ２月以上９月以内 | １月以上９月以内 | ６月以内 |
| （不正又は不誠実な行為）４ 前３項並びに別表第１、別表第２及び別表第４に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ２月以上９月以内 | １月以上９月以内 | ６月以内 |
| ５ 前各項並びに別表第１、別表第２及び別表第４に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | １月以上９月以内 |
| （その他）６ 前各項並びに別表第１、別表第２及び別表第４に掲げる場合並びに地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定に該当した場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ２年以内の範囲において委員会で定める期間 |

　備考　県内発注分とは、愛知県及び愛知県内の他市町村が発注するものをいう。

別表第４（第３条－第６条関係）

不当要求行為等による入札参加資格停止基準

|  |  |
| --- | --- |
| 入札参加資格停止要件 | 入札参加資格停止期間の範囲 |
| （不当要求行為）１　安城市不当要求行為対策要綱（平成１５年１０月１日施行）第２条に規定する不当要求行為（以下「不当要求行為」という。）を行ったと認められるとき。 | １月以上　１２月以内 |
| （暴力的不法行為等）２　次の各号のいずれかに該当するとき。（１）有資格業者である個人又は法人の役員等（以下「有資格業者の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。（２）暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。（３）有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等の利用等をしていると認められるとき。（４）有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。（５）有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。（６）有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該法人等を利用するなどしていると認められるとき。 | １２月 １２月６月以上　１２月以内６月以上　１２月以内６月以上　１２月以内６月以上　１２月以内 |
| （報告義務）３　市と締結した契約に係る業務に関し、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求行為を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。 | １月 |

様式第１（第７条関係）

年 月 日

 安城市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　課 長

工事事故等発生報告書

安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 工 事 名 |  |
| 路線等の名称 |  |
|  |  |
| 入札参加資格停止基準該当項目 |  |
| 工事事故等の日時、状況、発生原因等 |  |

様式第２（第１０条関係）

第 号

年 月 日

 様

 　　　　　　　　　　　　　　　安城市長

　　　入札参加資格停止について（通知）

このことについて、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１ 入札参加資格停止の期間

２ 入札参加資格停止の理由

様式第３（第１０条関係）

第 号

年 月 日

 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安城市長

　　　入札参加資格停止期間の変更について（通知）

このことについて、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり入札参加資格停止期間を変更したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後の入札参加資格停止期間 |  |
| 変更理由 |  |

様式第４（第１０条関係）

第 号

年 月 日

 様

 　　　　　　　　　　　　　　　安城市長

　　　入札参加資格停止の解除について（通知）

このことについて、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１ 入札参加資格停止の解除日

２ 入札参加資格停止の解除の理由